┆┩男女共同参画の視点

個性を認め受け入れる ダイバーシティ

皆さんは「Diversity」という言葉をご存じですか。一般的に 多様性と翻訳されますが、「Inclusion」(受容)と合わせて、多 様化の受容を意味する場合もあります。

最近は「価値観の多様化の時代」といわれています。人々の趣 味や好みが細かく分かれ、一人一人の価値観が大切にされるよ うになってきました。

そのような中、ダイバーシティは性別や国籍、年齢など、そ の人の置かれた状況に関わらず、さまざまな個性を受け入れ、 共に力を発揮するという考え方として使われています。

さまざまな価値観や個性などの違いを意識しながら、その違 いをうまく生かしていくことで、一人一人の能力を最大限に引 き出すことができます。

女性をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくりを目 指す企業も増えてきました。地域やサークル活動など、さまざ まな場面でのダイバーシティを考えてみてはいかがでしょう

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



🖭 消費生活相談Q&A

電力自由化をめぐるトラブルに ご注意

「電気料金の引き落とし会社が変わった。今後は20パー セントほど安くなるので、手続きに必要な情報を教えて ほしい」という電話があり、検針票の内容を聞かれた通りに答 えました。電気料金を引き落としている銀行名と口座番号も聞 かれましたが、電話で伝えることを拒んだところ、書類を送る ので記入して返送するように言われました。後日、送られてき た書類には現在契約中の電力会社とは違う会社名が記載されて おり、新たに申し込みをする形式になっていました。不審に思 い契約中の電力会社に問い合わせたところ、料金の引き落とし 会社が変わることはないと言われました。書類は返送しなくて もよいのでしょうか。

平成28年4月に電力の小売り自由化が始まり、小売り電 力事業に新規参入する事業者からも電力の供給が行われ るようになりました。最近では、現在契約している大手電力会 社やその関係者を名乗り、料金が安くなるなどと契約の切り替 えの勧誘をするというケースが多くあります。中には契約の意 思がないにもかかわらず、情報を伝えてしまったことで事業者 が一方的に切り替えの手続きを進めたという悪質な例もありま す。書類が届いてもすぐには返送せずに、契約中の電力会社に 確認しましょう。

電話勧誘で契約した場合であっても、法定書面を受け取った

日から8日以内であれば、原則としてクーリングオフ(無条件 解約)ができます。

また、電力会社を変更するときには次のことに注意しましょ う。

- ○相手の事業者名を確認し、意思を明確に伝える
- ○電気の契約を切り替える意思がなければ、検針票の内容(契 約者名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号など)はむや みに伝えない
- ○契約条件(料金・契約期間・契約解除条件など)をしっかり確 認する

不安に思ったり、おかしいと感じたら経済産業省電力・ガス 取引監視等委員会相談窓□(☎03-3501-5725)または消費生 活センターに相談しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



』出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手 続きをすることにより、国民健康保険(国保)から直接、国保で 支給される出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度 です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を 引いた差額を医療機関に支払えばよいため、事前にまとまった 費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は出産後に市へ申請することになりま す。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関 に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保 険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入して いた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、 加入していた保険から支給される場合がありますので、制度を 利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してくだ さい。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文 書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出 産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るため の手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所に申 ※ <わしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示し、制度を利用しない旨を申し出て ください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険 年金課、下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物=保険証、母子健康手帳、世帯主の預金□座番 号の分かる物、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度 に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者 のマイナンバー確認書類

🌇 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学 生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納め たときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年

平成31年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

| 年 度 | 全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額) | 4分の1納付 (加算額) | 半額納付(加算額) | 4分の3納付 (加算額) |
|--------|---------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 平成20年度 | 15,170円 (760円) | 11,380円 (570円) | 7,580円 (380円) | 3,790円 (190円) |
| 平成21年度 | 15,260円 (600円) | 11,440円 (450円) | 7,630円 (300円) | 3,810円 (150円) |
| 平成22年度 | 15,520円 (420円) | 11,640円 (320円) | 7,760円 (210円) | 3,880円 (110円) |
| 平成23年度 | 15,310円 (290円) | 11,470円 (210円) | 7,650円 (140円) | 3,820円 (70円) |
| 平成24年度 | 15,160円 (180円) | 11,360円 (130円) | 7,580円 (90円) | 3,780円 (40円) |

金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める こと(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間 の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険 料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、保険年金課または佐原年金事務所(☎ 0478-54-1442)へ連絡してください。

| 年 度 | 全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額) | 4分の1納付 (加算額) | 半額納付(加算額) | 4分の3納付 (加算額) |
|--------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成25年度 | 15,130円 (90円) | 11,350円 (70円) | 7,570円 (50円) | 3,780円 (20円) |
| 平成26年度 | 15,280円 (30円) | 11,460円 (20円) | 7,640円 (20円) | 3,820円 (10円) |
| 平成27年度 | 15,610円 (20円) | 11,700円 (10円) | 7,800円 (10円) | 3,900円 (0円) |
| 平成28年度 | 16,260円 (0円) | 12,190円 (0円) | 8,130円 (0円) | 4,060円 (0円) |
| 平成29年度 | 16,490円 (0円) | 12,370円 (0円) | 8,240円 (0円) | 4,120円 (0円) |

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。